

令和7年度（2025年度）熊本県健康づくり県民運動等啓発業務委託仕様書

この業務委託仕様書（以下「業務仕様書」という。）は、県が実施する「令和7年度（2025年度）熊本県健康づくり県民運動等啓発業務委託」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に係る企画コンペを実施するに当たり、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の概要を明らかにし、企画コンペに参加する者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

（1）委託業務名

令和7年度（2025年度）熊本県健康づくり県民運動等啓発業務委託

（2）委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月25日（水）まで

（3）委託限度額

12,073千円を上限とする。

※上記金額には、本業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税の額を含む。また、提案の目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

2 委託内容

委託による業務内容は、以下のとおりとする。

（1）「くまもと健康づくり県民フォーラム2025（以下「県民フォーラム」という。）」等の開催

健康づくりの県民運動の機運醸成のため、県民や企業団体等が参加できる県民フォーラムの開催と企業や団体がブースを出展する「健康づくり県民横丁（以下「県民横丁」という。）」を同時開催する。

県民フォーラムは、県民の健康づくりに貢献している企業や団体への「県民会議表彰」や優良団体の取組事例紹介に加えて、著名な講師等を招いての一般県民向け健康セミナーなどを実施する。

県民横丁は、広く県民に健康づくりへの関心を持ってもらうため、通行量の多い下通商店街の一部を借り上げ、企業・団体等のブースを30～40程度設置する。

今年度の開催日時、場所は以下のとおり。

○日 時	令和7年11月23日（日・祝）		
○場 所	①県民フォーラム	熊本県民交流館パレア（午後1時～午後4時頃）	
	（仮予約済）②県民横丁	下通りアーケード	（午前10時～午後5時頃）

・ 県民フォーラム、県民横丁の企画・運営

- ・ 県民フォーラムについては、会場との事前打ち合わせ、当日の設営、表彰、健康づくり優良事例団体による活動報告（※）、県民向けセミナーの講師招聘（内容については、例えば歯と口腔など）、司会者・音響等の手配、看板等の設置、一般参加者募集・調整、くまモンと健太くんのコラボ（くまモンの手配、健太くんの着用演技含む。健太くんの着ぐるみは県から貸与する。）、資材等の搬入搬出、当日の写真撮影など企画・運営に関する一式（講師に係る費用の支払いを含む）とする。
- ・ セミナーは、対面及びオンラインのハイブリッド形式で開催すること。
- ・ 県民フォーラムの企画にあたっては、健康づくり推進課と十分に事前の協議・調整を行ったうえで実施すること。

※表彰者の募集や選定、連絡、表彰状の作成、優良事例団体の活動報告については、県民会議幹事会（事務局：健康づくり推進課）で行う。

- ・ 県民横丁については、会場との事前打ち合わせ・当日の設営（看板・音響等含む）、出展者の募集・調整（必要に応じ事前説明会等を実施）、警備体制など企画・運営に関する一式とする。
- ・ 県民横丁の会場一角に参加団体等による交流、情報交換ができるマッチングスペースを設けること。
- ・ 県民横丁の出展者募集・調整に関しては、健康づくり推進課と十分に事前の協議を行ったうえで実施すること。

（２）スマートライフプロジェクト*（以下「プロジェクト」という。）の６つのアクションの推進

１）健康運動の取組み（適度な運動）

- ①くまもとスマートライフアプリ（以下「アプリ」という。）を使ったウォーキングキャンペーンの実施（９～１２月頃）
 - ・ 団体戦及び個人戦を実施。
 - ・ 広報、結果集計、賞品の調達及び発送、問合せ対応等を含む。
 - ・ アプリの管理者権限による操作は県が行う。
- ②運動に関するイベントの開催（９～１２月頃）
 - ・ 無関心層の方も含め、楽しみながら運動できるイベントの企画・開催をする。
 - ・ 会場の確保や事前打ち合わせ、当日の設営、音響等の手配、看板等の設置、一般参加者募集・調整など企画・運営に関する一式とする。

２）食環境の整備促進（適切な食生活）

食環境整備事業（野菜くまもり運動*、くま塩ヘルシー運動*）の県民の認知度を向上させ、食環境整備に取り組む飲食店や食品関連企業、小売店等の増加をめざす。

- ①セブン-イレブンジャパンとの連携による「（仮称）野菜くまもり&くま塩ヘル

シーキャンペーン」(1~2月)の実施

- ・県民が1日に必要な野菜摂取量や減塩の工夫等を理解し、野菜摂取量増加や減塩につながるような内容とする。

②野菜くまもり運動及びくま塩ヘルシー運動の啓発グッズの作成

- ・県民に直接配布することを想定したもので野菜摂取及び減塩の啓発に繋がるもの。(2,000個程度 作成物により増減可)
- ・健康づくり推進課指定のキャッチコピー、ロゴマークを使用すること。

3) 健康経営*の推進(6つのアクションに取り組む企業等を増やす)

健康経営に積極的に取り組む企業や団体を増やすことにより、30~50歳代の健康無関心層への働きかけを強化する。

①スマートライフプロジェクト応援団(以下「応援団」という。)登録の促進

- ・プロジェクトのロゴマーク*のリニューアル

- ・プロジェクトのロゴマーク(7種)のイラストデータのマイナーチェンジ

※現在のロゴマークのデータあり。

※加工可能なデータでの納品要。具体的なファイル形式等については企画案選定後に協議のうえ決定。

- ・プロジェクトの啓発グッズの作成(3,000個程度 作成物により増減可)

- ・プロジェクト応援団向け。プロジェクトの周知及び6つのアクションの実践を働きかける内容のもの。

②健康経営の優良事例の収集及び横展開

- ・取材先候補選定、取材交渉、経済団体等への周知依頼、その他調整等を含む。

③これから健康経営に取り組む企業、団体等に対する健康経営のノウハウの提供

- ・くまもとスマートライフプロジェクト応援団又はその他企業における健康経営の導入や発展のためのノウハウの提供を行うもの。

- ・セミナー等を開催する場合は、現地開催だけではなく、ハイブリッド開催やオンデマンド配信などオンライン配信も実施する。

4) その他の取組み項目については、以下(3)の中で推進する。

(3) 普及啓発の推進

上記の(1)(2)の取組みを、健康づくりのキャラクター*及びスローガン*、キャッチコピー*等を使用し、特に、健康無関心層にも届くような広報媒体等を積極的に活用して普及啓発を行う。

1) 広報プロモーションの実施

TV、ラジオ、新聞、ホームページ、インスタグラム、フェイスブック等の活用のうえ、以下の周知を行う。

①県民フォーラム及び県民横丁及び各種イベントの周知

- ・ 8 月～10 月頃に県民フォーラム等の出展者募集を含めたイベント実施の周知広報を行うこと。
- ・ 県民横丁については、できる限り早い時期に募集を開始すること。

②プロジェクト及びアプリの周知

- ・ 広報媒体を活用したプロジェクト及びアプリの周知啓発
例) くまもとスマートライフプロジェクト2025特設サイトを開設しサイト内で取組周知、SNSの活用(インスタグラム等の公式アカウントを開設し取組周知。事業終了後は、県へ引継ぎを行う。)、チラシの作成・配布等
- ・ 既存の取組の啓発
 - ・ 既存の啓発資料に関するチラシ・ポスターの印刷(スマートライフアプリ)
 - ・ (2)3)①のリニューアルしたロゴマークを使用したチラシ・ポスターの作成(スマートライフプロジェクト)

③健康経営の普及啓発

- ・ (2)3)②及び③の周知を行うもの。

④野菜くまもり運動、くま塩ヘルシー運動、くま食健康マイスター店*事業の普及啓発

- ・ 野菜摂取と減塩の必要性や食生活のポイント等を普及啓発できる内容とする。

2) その他の普及啓発

- ①キャラクターを使用したグッズ等の作成(3,000個程度 作成物により増減可)
 - ・ 県民大会、ブース出展等はもちろん、他に県で実施する健康づくりのイベント等でも配布できるもの。
 - ・ 健太くん・未来ちゃん(既存デザインをリニューアルすることも可。)を使用した広報・啓発資材とすること。
- ②県内の健康づくりイベント等の情報集約・発信
 - ・ 県、市町村、県民会議参加団体、スマートライフプロジェクト応援団等が行う健康づくりに関するイベント情報等を集約し、広く県民に周知広報ができるような取組みを行うこと。

(4) その他

上記(1)～(3)における適切な効果測定の方法を提案し、実施すること。併せて、その結果を踏まえ、次年度に向けた課題等を抽出すること。

3 スタッフ体制

本業務に必要とされるスタッフを配置し、業務の遂行に支障のないようにすること。また、業務の進行管理など業務全般に関する責任者を明確にすること。

4 業務完了報告等

業務完了後速やかに業務完了報告書(2部)を健康づくり推進課に提出すること。
また、本事業で作成した成果品は、業務完了までに当課へ納品すること。

5 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、県と協議すること。ただし、打合せを短縮して実施できるよう、受託者で可能な限り内容を明確にするとともに、決定事項は受託者で記録を残し速やかに県に提出すること。
- (2) 受託者が制作したデータ、写真、イラスト、文書等の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)は、熊本県に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、著作物の著作権人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。また、著作物は県が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。
- (4) 成果物は、熊本県が自由に二次使用できるものとする。特に、県の他事業に当事業の成果物を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を県に提出すること。
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。
- (6) 本業務において知り得たいかなる個人情報も、目的以外の利用・複写または複製・第三者への情報提供を禁止し、情報が漏洩することがないように注意すること。
- (7) 受託者の責に帰すべき理由により、県または第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (8) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、県と受託者が協議の上決定する。
- (9) 業務仕様書に記載されていない事項は、県及び受託者の協議のうえ定める。

○用語について

*「健康無関心層」とは

- ・健康に関する意識や行動が低い、またはほとんど関心を持たない人々

*「スローガン及びキャッチコピー、ロゴマーク」とは

- ・スローガン「はじめよう健康週間！のぼそう健康寿命！」
- ・6つのキャッチコピー（スマートライフプロジェクト6つのアクションをより具体的にしたもの）

○毎日あと1000歩 ○毎日、野菜あと一皿 ○年に一度の健康診断

○思い立ったら、すぐ禁煙 ○やめよう！寝る前スマホ ○きちんと歯磨き、フロスをプラス！

- ・ロゴマーク



*「健康づくりのキャラクター」とは

健やか生活習慣くまもと県民運動キャラクターとして平成19年度に誕生したもの「ASO坊健太くん」R6リニューアル。着ぐるみ1体あり。
「ASO坊未来ちゃん」R6年度新たに作成

*「くまもとスマートライフプロジェクト」とは

- ・県民の生活習慣を改善し、健康寿命をのぼすことを目的とした県民運動として、平成26年度から実施しており、健康寿命をのぼすための6つのアクション（適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診やがん検診、歯・口腔のケア、十分な睡眠）の実践を呼びかける取組み。
- ・また、本プロジェクトに賛同し、従業員等の健康づくりに取り組む企業・団体

を「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」という。

* 「健康経営」とは

- ・従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。
- ・企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される。
- ・健康経営は、日本再興戦略、未来投資戦略に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に関する取り組みの一つ。

* 「野菜くまもり運動」とは

- ・県民の野菜摂取不足の問題を解消するため、県民が野菜をもっと食べたいくなるような仕組みの構築と展開を令和2年度から実施している。
- ・これまで、野菜レシピの作成、野菜の日（8月31日）や愛菜の日（1月31日）にちなんだスーパー等でのキャンペーンを実施。

* 「くま塩ヘルシー運動」とは

- ・県民の食塩の過剰摂取の問題を解消するため、県民が自然と減塩になれるような仕組みの構築に向けて、令和6年度から実施している。
- ・これまで、スーパーと大学とコラボして、減塩弁当の開発と販売などの取り組みを実施。

* 「くま食健康マイスター店」とは

- ・令和3年度から、野菜120gメニューの提供や、ヘルシーオーダー等に取り組む飲食店等を「くま食健康マイスター店」に指定し、県民自身の健康づくりの取り組みを支援している。

（令和7年3月末現在 指定店舗数197店舗）

- ・詳しくは県HP（<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/44/123799.html>）を参照。